

— 県産材利用推進に関する基本方針の改正 —

趣旨

・本県では、スギを中心とした森林資源の充実を背景に、県産材の一層の需要拡大が急務であることから、「県産材利用推進に関する基本方針」を平成９年８月に制定し、これまでも公共建築物の木造化・木質化について、鋭意努めてきた。

・「宮崎県木材利用促進条例」が令和３年３月２４日に公布・施行され、同年１０月１日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）として改正・施行されたことを踏まえ、従来の基本方針を法や条例に基づく県の方針として位置付けるとともに、公共だけではなく民間を含めた建築物一般において、より一層の木造化・木質化を図るよう令和３年１２月に改正を行ったところである。しかしながら、ここ数年の本県における公共建築物の木造率は低迷しており、本基本方針で定めている目標値の達成が難しくなっている。

そのため、今回の改正では県有建築物について、建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、原則木造とする方針に関し、これまでの推進体制を見直し、新たに有識者を加えた審査会を設置する。

見直しの概要

1. 県有建築物の木造化の推進の体制について

- ① 県産材利用推進委員会幹事会、公共建築物等地域材推進部会、グリーン公共事業推進部会の廃止。

本県の公共建築物の木造率は、令和１２年度までに３５％とする目標を定めているが、ここ数年の公共建築物の木造率は低迷していることから、推進体制を見直すこととし、基本方針で設置することとしていた幹事会、２つの部会を廃止。

- ② 木造化検討審査会の設置（令和７年３月改正）

令和１２年度の目標達成のため、県有建築物における木造化への取組を徹底していくことが急務であり、各部局が計画する県有建築物を躯体構造から審査するため、有識者を加えた木造化検討審査会を設置。